

群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託 評価基準表

項番	評価内容	配点	得点
○運航運送事業の実績年数に関する評価			
1	航空運送事業免許を有し、ヘリコプターによる航空運送事業に5年以上の実績を有すること。 1) 有しており実績が5年以上:10点 2) 有しているが実績が5年未満:5点 3) 有しているが実績なし:0点	10	
2	過去3年間に於いて、本県への防災ヘリコプターによる航空消防活動としての運航実績があること。 1) 50回以上:40点 2) 25回以上50回未満:20点 3) 1回以上25回未満:10点 3) 実績なし:0点	40	
○特殊飛行実績の種類及び防災運航実績年数に関する評価			
3	消防防災ヘリコプター運航業務実績を5年以上有するとともに、山岳救助、機外吊下げによる物資搬送、消火バケットを用いた空中消火の特殊飛行実績を有すること。 1) 運航実績5年以上:5点 2) 山岳救助(標高1,000m以上):5点 3) 山岳救助(標高2,000m以上):10点 4) 山岳救助(標高2,500m以上):10点 5) 山岳救助(積雪1m以上の雪山):5点 6) 機外吊下げによる物資搬送:5点 7) 消火バケットを用いた空中消火:5点 ※実績を有する項目毎に加点	45	
○運航従事者に関する評価			
4	【操縦士の養成】 操縦士を安定的に確保できるよう、必要な操縦士の養成訓練計画を定め、これに基づく養成訓練を行っていること。 1) 計画を定め、訓練を行っている:15点 2) 計画を定めているが、訓練が不十分である:5点 3) 行っていない:0点	15	
5	【操縦士の練成】 ベテラン操縦士の操縦技能の維持向上に必要な飛行訓練計画を定め、これに基づく練成訓練を行っていること。 1) 計画を定め、訓練を行っている:15点 2) 計画を定めているが、訓練が不十分である:5点 3) 行っていない:0点	15	
6	【専任機長】 1,000時間の機長時間、うち500時間はヘリコプターの機長時間、500時間の当県と類似した運航環境における飛行時間、50時間のレオナルド式AW139型機の飛行時間及び50回の吊下揚取運航実績を有する者が5名以上在籍していること。 1) 5名以上在籍している:15点 2) 在籍しているが、5名未満:5点 3) 在籍していない:0点	15	
7	【副操縦士】 回転翼事業用操縦士技能証明、レオナルド式AW139型機の型式限定、第一種航空身体検査証、航空特殊無線技士若しくは航空無線通信士及び特定操縦技能審査技能証明書を有する者を配置できること。 1) 配置できる:10点 2) 配置できない:0点	10	
8	【確認整備士】 レオナルド式AW139型機の型式限定を有する者が5名以上在籍していること。 1) 5名以上在籍している:15点 2) 在籍しているが、5名未満:5点 3) 在籍していない:0点	15	
9	【整備補助者】 回転翼航空機の航空整備士技能証明を有し、レオナルド式AW139型機の整備の補助的業務が可能な者を配置できること。 1) 配置できる:10点 2) 配置できない:0点	10	
10	【運航管理担当者】 消防機関、操縦士等との通信を行うことができる運航管理担当者として5年以上の実務経験を有する者が5名以上在籍していること。 1) 5名以上在籍している:15点 2) 在籍しているが、5名未満:5点 3) 在籍していない:0点	15	
○安全教育について			
11	会社としての安全管理体制が整備されていること。 1) 十分整備されている:25点 2) 整備されているが、不十分である:10点 3) 整備されていない:0点	25	
12	従事者に対し定期的にCRM訓練及び適切な安全教育又は研修を実施していること。 1) 実施する体制及び内容ともに評価できる:25点 2) 実施する体制及び内容が不十分である:10点 3) 実施していない:0点	25	
13	実機による緊急操作訓練(基本計器飛行訓練含む)及びシミュレーターを用いた各種緊急操作訓練を実施していること。 1) 実機による訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練を実施している:15点 2) シミュレーターを用いた訓練は実施していないが実機による訓練は実施している:5点 3) シミュレーターを用いた訓練は実施しているが実機による訓練は実施していない:5点 4) どちらの訓練も実施していない:0点	15	
○運航、整備実績について			
14	レオナルド式AW139型機の運航、耐空検査の実績があること。 1) 運航、耐空検査の実績があり、同製造メーカーの認定サービスセンターを有している:15点 2) 運航、耐空検査の実績はあるが、センターは有していない:5点 3) 実績なし:0点	15	
15	過去3年間、国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする航空機事故において死亡事故を発生させていないこと。 1) 事故・重大インシデントを起こしていない:30点 2) 事故等はあったが死亡事故は起こしていない:15点 3) 死亡事故を起こしてしまった:0点	30	
	価格評価点の配分点×(1－見積価格/予定価格)		
	技術点(300点)＋価格点(200点)		